

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 公職選挙法の一部改正に伴い、国立市議会議員の選挙におけるビラの作成の公費負担について定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年6月国立市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。